

## 第 14 回サービス統計・企業統計部会結果概要

1 日 時 平成 22 年 2 月 1 日（月）10:00～12:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者 首藤部会長、廣松部会長代理、佐々木委員、西郷専門委員、田邊専門委員、  
村田専門委員、山口専門委員、  
審議協力者（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県）、調査実施者（伴国土交通省交通統計室長ほか）、  
事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、犬伏総務省統計審査官ほか）

4 議 題 自動車輸送統計調査の変更について

## 5 議事の概要

- (1) 部会長、委員、専門委員等の挨拶に引き続き、事務局から諮問の概要、諮問時における統計委員会での議論の概要等について説明が行われた。
- (2) 調査実施者から自動車輸送統計調査の変更内容、諮問時における委員意見に対する回答等について説明が行われた。
- (3) 自動車輸送統計調査の変更等に係る主な質問及び意見並びにこれら質問等に対する回答の概要は以下のとおりである。

## &lt;調査対象の範囲、調査事項等について&gt;

- 今回の変更内容については、もっと早く実現すべきであったのではないかと。また、変更後も輸送区間（今回の変更により市町村から都道府県単位に変更）や輸送品目について把握する必要があるのか。規制緩和が進んでいる現状においては、もっと調査事項を簡素化すべきではないか。
- 輸送貨物の品目分類（36 区分）の細かさについては別途議論があるかもしれないが、地域における産業や消費活動を反映するものとしてどのような貨物がどこまで輸送されているのか都道府県単位で把握することは必要と考える。
- 統計の体系的な整備及び報告者の負担軽減の観点から、年次の構造統計を基礎として、月次の動態統計は調査事項を簡素化するのが一般的と考えるが、ここまで詳細に毎月把握する必要があるかどうか本調査の目的や調査結果の利活用状況にかんがみて、精査すべきではないか。
  - 国土交通省としては、自動車輸送統計に限らず、陸海空における輸送機関ごとの輸送量を毎月把握することによって、経済動向と輸送活動との関係や将来需要推計等の分析に有用なデータを提供しているものと認識
- 交通経済に携わる研究者の視点からみた場合、陸海空における輸送機関ごとの輸送量については、多少精度が粗くても全国的な動向把握のため、月次単位でデータをとらえることは必要と考える。

- 全体の輸送量に占める割合が高い自家用旅客自動車を調査対象から削除するに当たっては、単に十分な精度が確保されなくなったという理由だけではなく、当該統計の必要性和他の統計による代替性を精査した上で議論することが必要。

#### <標本設計について>

- 事業用貨物自動車について、調査対象事業所から車種別に登録番号の若い順に2台選定することとしているが、調査対象自動車の選定方法については工夫を図っていくことが必要ではないか。
- 母集団推定の方法については、統計の精度向上及び報告者の負担軽減の観点から、行政記録情報から得られる補助情報の活用の仕方について引き続き検討し、今後も改善を図っていくことが必要ではないか。

#### <調査方法について>

- 調査の効率的な実施等を図る観点から、調査方法を地方支分部局の調査員調査から本省直轄の郵送調査に変更することとしているが、具体的にどのように効率化を図られるのか。
  - 現行は、調査員が一定の回収を行うまで、国土交通省に調査票が提出されることはなかったが、調査方法を郵送に変更することによって記入済みの調査票が順次本省に送付され、その内容の確認等が可能になるなど、効率的な実施が図れると考えているところ。

#### <その他>

- 統計の作成に当たって（特に母集団推定に当たって）、補助情報として自動車登録ファイル、自動車運送事業者情報等の行政記録情報を積極的に活用することは非常に重要であり、この点については高く評価する。
  - この部会の審議に直接関連するものではないが、事業所母集団データベースの趣旨や他の統計調査において調査対象事業所の捕捉に苦勞している現状にかんがみ、自動車運送事業者情報の事業所母集団データベースへの反映について今後検討いただきたい。
- (4) 次回部会における個別論点の審議に向けて、事務局から自動車輸送統計調査の変更について統計法（平成19年法律第53号）第10条の規定に基づく審査基準に照らした現時点における審査結果（審査メモ及び論点）について説明が行われた。

## 6 次回予定

次回は2月18日（木）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催し、個別の論点ごとに審議を行うこととされた。